

証券コード 3316
平成30年 5 月 30 日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長 吉 丸 弘 二 朗

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年 6 月 14 日（木曜日）午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月 15 日（金曜日）午前 10 時
(受付開始時刻は午前 9 時 30 分を予定しております。)
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
セルリアンタワー東急ホテル
地下 2 階 「朝霧」の間
(裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第30期(平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役 7 名選任の件
第 3 号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎当日は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席いただいた株主さまには、お一人様に対し1個お土産をご用意しております。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」、「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tcs-net.co.jp>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tcs-net.co.jp>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

年間の配当性向30%を基準とし、業績に応じた成果配分を行うことを基本方針とし、財務体質の強化と将来の事業展開に向けた内部留保の充実を勘案しながら、利益還元を行っていく所存であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据え、社内利用システムの老朽化対策、新技術に対応するための検証用環境の構築や人材育成への投資を行い、より質の高いサービスの提供に役立てるよう運用してまいります。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき87円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は109,597,119円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、現在の取締役7名が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	よしまる こうじろう 吉 丸 弘二朗 昭和33年12月20日生	昭和56年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年4月 当社代表取締役専務 平成21年6月 当社代表取締役専務営業本部長 平成23年6月 当社専務取締役営業本部長 平成25年4月 当社専務取締役サービス本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長(現任)	8,400株
2	さと う ひろゆき 佐 藤 浩 之 昭和36年3月28日生	昭和59年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 平成16年1月 当社営業部長 平成16年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成25年4月 当社取締役営業本部長 平成25年10月 株式会社グロスディー監査役 (非常勤) 平成26年4月 当社取締役社長補佐、営業本部、 サービス本部担当 平成26年6月 当社常務取締役社長補佐、営業 本部、サービス本部担当 平成27年4月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部、産業事業部担当、兼マネ ージドサービス事業部長 平成29年6月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部担当、兼マネージドサービ ス事業部長(現任)	3,600株
3	あ か ぎ ま さ と 赤 木 正 人 昭和32年2月11日生	昭和55年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 平成17年1月 当社経理部長 平成19年4月 当社経理部長兼業務部長 平成23年6月 当社取締役経理部長兼業務部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長、 経理部長兼業務部長 平成27年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経 理部長兼総務・I R部長 平成28年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経 理部長兼人事部長 平成29年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経 理部長兼人事部長兼総務・I R部 長 平成29年9月 当社取締役経営管理本部長、兼経 理部長兼人事部長(現任)	6,400株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
4	み う ら ご ろ う 三 浦 吾 朗 昭和45年 7 月21日生	平成3年 4 月 東京日産自動車販売株式会社入社 平成26年 4 月 当社営業部長 平成27年 4 月 当社産業事業部長 平成29年 6 月 当社取締役産業事業部長(現任)	300株
5	と が わ た か ひ こ 外 川 孝 彦 昭和31年 7 月 8 日生	昭和55年 4 月 日産自動車株式会社入社 平成19年 4 月 同社生産人事部部長 平成23年 4 月 中央日産株式会社執行役員 平成24年 4 月 同社常務執行役員 平成25年 4 月 日産東京販売ホールディングス 株式会社常務執行役員 平成26年 6 月 同社常務取締役常務執行役員(現任) 平成27年 6 月 当社取締役(現任)	- 株
6	き た む ら あ き ひ こ 北 村 章 彦 昭和18年 4 月29日生	昭和37年 4 月 株式会社東京精密入社 昭和46年10月 兼松エレクトロニクス株式会社 入社 平成13年 6 月 同社専務取締役 平成15年 6 月 同社代表取締役社長 平成25年 1 月 スリープグループ株式会社 社外取締役 平成26年 6 月 当社社外取締役(現任)	1,400株
7	さ く ら い ひ で か ず 桜 井 英 一 昭和18年 4 月10日生	昭和37年 4 月 住友原子力工業株式会社入社 昭和38年 9 月 住友商事株式会社入社 昭和57年 6 月 住商エレクトロニクス株式会社 取締役 平成17年 4 月 同社代表取締役社長 平成17年 8 月 同社と住商情報システム株式会社 合併に伴い住商情報システム株式 会社常務取締役 平成19年 6 月 同社顧問就任 平成27年 6 月 当社社外取締役(現任)	1,000株

- (注)1. 取締役候補者のうち、北村章彦氏及び桜井英一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、北村章彦氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。また、桜井英一氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって3年であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
北村章彦氏につきましては、既に4年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意見決定に際して適切な指導をお願いできると判断しました。
桜井英一氏につきましては、既に3年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意見決定に際して適切な指導をお願いできると判断しました。

3. 外川孝彦氏の過去5年間での当社の親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
4. 北村章彦氏及び桜井英一氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 外川孝彦、北村章彦、桜井英一の3氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬 決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成17年6月22日開催の第17回定時株主総会において、年額140百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の業務執行取締役(社外取締役等の非業務執行取締役を含みません。以下「対象取締役」といいます。)に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在、本議案の対象となる取締役は4名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されましても、対象取締役の員数に変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内(注)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とまらない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、本割当契約の概要は以下のとおりです。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(注) 当社は平成30年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株数となります。
本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合など、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率などを勘案の上、発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限を合理的に調整するものいたします。

以 上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しましたが、欧米の政治的リスクやアジアにおける地政学リスクの高まりなどにより海外情勢への影響も懸念され、依然として先行き不透明感は払拭できない状況となっております。

当社の属するIT業界におきましては、サーバー等の第二世代プラットフォームであるハードウェア市場の低価格化や顧客のIT利用環境の変化が鮮明となる一方、クラウド、ビッグデータ、ソーシャル、モビリティといった第三世代プラットフォームにおけるビジネス成長は、より顕著化するとともに、IoTや人工知能等といった技術革新が注目され、企業を取り巻くIT環境はさらなる進化を遂げようとしております。

このような状況のもと、当社は、「最も安心してITインフラを任せられる企業」を企業ビジョンと定め、顧客価値を創造するため、「顧客を深く理解すること」「最適なIT資源を提供すること」「最新の技術経験を提供すること」「最新の製品を提供していくこと」を行動指針とし、第二世代プラットフォームと第三世代プラットフォームのビジネスバランスを考慮しつつ、新規顧客獲得と既存顧客への深耕を目指した体制作りと営業活動を行ってまいりました。

また、当社が注力するマネージドサービス事業においては、第三世代プラットフォームであるクラウド技術を利用したデータセンター事業やヘルプデスク、業務運用の受託、情報資産の遠隔監視、セキュリティ対策などのサービス提供の充実に努めてまいりました。

当事業年度におきましては、データセンターなどのマネージドサービス事業が堅調に推移するとともに、ハードウェアビジネスに伴う導入支援サービスやサポート業務及び大規模なパソコン代替案件などにより増益となりました。

受注状況につきましては、受注高8,221百万円(前年同期は10,456百万円)、受注残高503百万円(前年同期は1,594百万円)となりました。

この結果、当社の業績は、売上高は9,313百万円(前年同期比316百万円減、3.3%減)、営業利益513百万円(前年同期比129百万円増、33.7%増)、

経常利益517百万円(前年同期比132百万円増、34.5%増)となりました。当期純利益は、364百万円(前年同期比113百万円増、45.2%増)となりました。

なお、当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は753百万円であり、その主なものは、サーバー機器、ストレージ機器等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境を踏まえ、次のような課題に取り組んでまいります。

- ① 顧客関係強化
- ② 高付加価値サービスの提供
- ③ アライアンスの推進
- ④ 人財の育成
- ⑤ 顧客満足度の向上

当社は、営業品質を向上させることで、顧客との関係強化を進め、真の顧客ニーズを掴んでまいります。これにより付加価値の高いマネージドサービスを提供し、持続的成長を図ります。

顧客のIT投資に対する要望は、ますます多様化するものと考え、卓越したソリューションを持つ様々なパートナー企業とのアライアンスを構築することと、当社の人財育成に注力いたします。

また顧客満足度調査を毎年実施することにより、サービス品質の向上に努めてまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (平成27年3月期)	第 28 期 (平成28年3月期)	第 29 期 (平成29年3月期)	第 30 期 (当期) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	6,297	6,530	9,629	9,313
営 業 利 益 (百万円)	207	210	384	513
経 常 利 益 (百万円)	201	208	384	517
当 期 純 利 益 (百万円)	108	127	250	364
1株当たり当期純利益 (円)	86.24	101.13	199.08	289.18
総 資 産 (百万円)	4,169	4,632	5,043	4,850
純 資 産 (百万円)	2,176	2,263	2,480	2,780

(注) 当社は平成30年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益の算定に当たっては分割前の株式数で算出しております。

(10) 主要な事業内容（平成30年 3月31日現在）

内 容
●ソリューションプロバイダー事業 ・マネージドサービス ハウジング/ホスティング ヘルプデスクサービス 運用・監視サービス ・ハードウェア及びソフトウェア販売 ・導入支援、保守サービス ・ネットワーク構築 ・受託開発
●コンピュータ用品販売事業 ・サプライ用品販売

(11) 主要拠点等（平成30年 3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
江東事業所	東京都江東区

(12) 従業員の状況（平成30年 3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139名（6名）	4名増（0名）	40.2歳	11.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 臨時雇用者には、派遣社員は除いております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の53.8%を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な意見を経て決定しております。

親会社は当社に対し、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はありません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 5,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 1,260,000株 (自己株式263株を含む)
- (3) 株主数 1,256名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
日産東京販売ホールディングス株式会社	678,000	53.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,100	2.78
河田 守弘	19,000	1.50
土谷 晴夫	14,000	1.11
今泉 真一郎	13,100	1.03
齊藤 学	13,000	1.03
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	12,600	1.00
織田 敏昭	12,000	0.95
株式会社S B I証券	11,800	0.93
株式会社インフォメーションクリエイティブ	10,700	0.84

(注) 持株比率は自己株式(263株)を控除して、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 丸 弘二朗	
常 務 取 締 役	佐 藤 浩 之	社長補佐 自動車事業部担当兼マネージドサービス事業部長 株式会社グロスディー監査役(非常勤)
取 締 役	赤 木 正 人	経営管理本部長、兼経理部長兼人事部長
取 締 役	三 浦 吾 朗	産業事業部長
取 締 役	外 川 孝 彦	日産東京販売ホールディングス株式会社 常務取締役常務執行役員
取 締 役	北 村 章 彦	
取 締 役	桜 井 英 一	
常 勤 監 査 役	平 尾 彰	
監 査 役	松 尾 憲 治	弁護士
監 査 役	小 川 和 洋	公認会計士 日本金属株式会社 社外取締役 株式会社HANATOUR JAPAN 社外監査役
監 査 役	金 井 祐 子	公認会計士

- (注)1. 平成29年6月16日開催の第29回定時株主総会において、三浦吾朗氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち北村章彦氏及び桜井英一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役である松尾憲治氏、小川和洋氏及び金井祐子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役北村章彦氏及び桜井英一氏、監査役松尾憲治氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役松尾憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役小川和洋氏及び金井祐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役外川孝彦氏、北村章彦氏、桜井英一氏及び監査役平尾彰氏、松尾憲治氏、小川和洋氏、金井祐子氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6 名 (2 名)	51,896千円 (6,600千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (3 名)	12,900千円 (6,900千円)
計	10名	64,796千円

- (注)1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役人数には、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月22日開催の第17回定時株主総会において、年額14,000万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
北 村 章 彦 (取 締 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
桜 井 英 一 (取 締 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
松 尾 憲 治 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、弁護士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
小 川 和 洋 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

氏 名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
金 井 祐 子 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会 13回のうち13回に、監査役会 13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行う とともに、取締役会や監査役 会において、公認会計士とし ての見識に基づく意見表明を 適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

- ④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当期中に役員として
受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し株主総会に提案いたします。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,549,559	流 動 負 債	1,741,903
現金及び預金	1,478,307	買掛金	785,671
受取手形	5,017	未払金	169,110
電子記録債権	20,155	未払費用	107,805
売掛金	1,335,499	未払法人税等	108,778
商 品	190,160	未払消費税等	48,330
仕掛品	31,254	前受金	404,348
貯蔵品	440	預り金	17,178
前渡金	402,672	賞与引当金	100,680
前払費用	27,610	固 定 負 債	328,532
繰延税金資産	50,390	退職給付引当金	317,632
その他	8,186	その他	10,900
貸倒引当金	△136	負 債 合 計	2,070,435
固 定 資 産	1,301,055	(純資産の部)	
有形固定資産	953,097	株 主 資 本	2,742,169
建 物	53,094	資本金	867,740
工具、器具及び備品	385,375	資本剰余金	447,240
建設仮勘定	514,627	資本準備金	447,240
無形固定資産	103,152	利益剰余金	1,427,707
ソフトウェア	103,152	利益準備金	12,687
投資その他の資産	244,806	その他利益剰余金	1,415,020
投資有価証券	100,176	別途積立金	350,000
従業員に対する長期貸付金	1,825	繰越利益剰余金	1,065,020
長期前払費用	67	自己株式	△518
繰延税金資産	76,782	評価・換算差額等	38,010
敷 金	55,674	その他有価証券評価差額金	38,010
ゴルフ会員権	28,000		
その他	7,030		
貸倒引当金	△24,751	純資産合計	2,780,179
資 産 合 計	4,850,615	負債及び純資産合計	4,850,615

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,313,001
売上原価		7,922,425
売上総利益		1,390,576
販売費及び一般管理費		876,723
営業利益		513,852
営業外収益		
受取利息	111	
受取配当金	2,634	
受取保険金	750	
その他	322	3,819
経常利益		517,672
特別損失		
固定資産除売却損	890	890
税引前当期純利益		516,781
法人税、住民税及び事業税	152,537	
法人税等調整額	△52	152,484
当期純利益		364,296

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金
平成29年4月1日残高	867,740	447,240	447,240	12,687	350,000	776,313
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△75,590
当 期 純 利 益						364,296
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	288,706
平成30年3月31日残高	867,740	447,240	447,240	12,687	350,000	1,065,020

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合 計					
平成29年4月1日残高	1,139,000	△265	2,453,715	26,411	26,411	2,480,127
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	△75,590		△75,590			△75,590
当 期 純 利 益	364,296		364,296			364,296
自 己 株 式 の 取 得		△253	△253			△253
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				11,598	11,598	11,598
事業年度中の変動額合計	288,706	△253	288,453	11,598	11,598	300,052
平成30年3月31日残高	1,427,707	△518	2,742,169	38,010	38,010	2,780,179

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

東京日産コンピュータシステム株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 富 岡 慶一郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 淳 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京日産コンピュータシステム株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人明治アーク監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

東京日産コンピュータシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 平 尾 彰 ㊟

社外監査役 松 尾 憲 治 ㊟

社外監査役 小 川 和 洋 ㊟

社外監査役 金 井 祐 子 ㊟

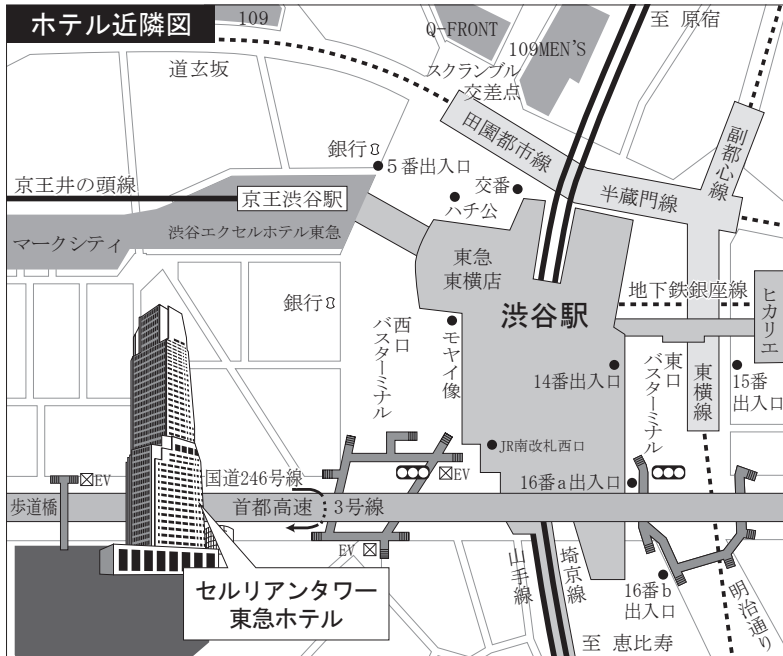
以 上

株主総会会場のご案内

会 場 東京都渋谷区桜丘町26番 1号
セルリアンタワー東急ホテル地下2階「朝霧」の間
TEL 03-3476-3000（代表）

最寄り駅 渋谷駅より徒歩約5分

- ▲ＪＲ 山手線・埼京線
- ▲東京メトロ 半蔵門線・銀座線・副都心線
- ▲東急 東横線・田園都市線
- ▲京王 井の頭線



※セルリアンタワーは2001年3月竣工で耐震性能を備えたビルであります。